

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 兵庫県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）会則（平成19年5月19日制定。以下「協議会会則」という。）第7条第2項の規定に基づき、兵庫県がん診療連携協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- (1) 協議会会則第3条第1項第13号の者
- (2) 地域がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者
- (3) 地域がん診療病院の病院長の推薦した者
- (4) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者
- (5) 兵庫県保健医療部長の推薦した者
- (6) 兵庫県医師会長の推薦した者
- (7) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長の推薦した者
- (8) がん診療連携拠点病院に準じる病院（別表2）の病院長の推薦した者
- (9) その他協議会議長が必要と認めた者

2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号の者は、兵庫県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げない。

(幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。

3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議・報告)

第5条 幹事会は幹事長が幹事を招集して会議を開く。ただし、やむを得ない理由により幹事が会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

2 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

第6条 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。

2 部会の名称、担当業務及びがんセンターの支援組織は、別表3のとおりとする。

(部会長等)

第7条 各部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。

2 部会員は部会長の推薦に基づき、がんセンターの病院長が指名する。

(事務)

第8条 幹事会及び部会の事務は、兵庫県保健医療部疾病対策課及びがんセンターの総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成２９年４月２０日から施行する。

附 則
この要領は、平成３０年２月２２日から施行する。

附 則
この要領は、平成３０年６月２８日から施行する。

附 則
この要領は、平成３１年４月１１日から施行する。

附 則
この要領は、令和２年２月２０日から施行する。

附 則
この要領は、令和２年４月９日から施行する。

附 則
この要領は、令和３年４月１５日から施行する。

附 則
この要領は、令和４年２月１７日から施行する。

附 則
この要領は、令和４年６月１６日から施行する。

附 則
この要領は、令和５年２月９日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年４月１３日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１７日から施行する。

別表 1

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	○ 神 戸 ・神戸医療センター ○ 阪神南 ・県立西宮病院 ・明和病院 ○ 阪神北 ・宝塚市立病院 ○ 東播磨 ・県立加古川医療センター ○ 北播磨 ・ ○ 中播磨 ・県立はりま姫路総合医療センター ○ 西播磨 ・ ○ 但 馬 ・ ○ 丹 波 ・ ○ 淡 路 ・
-----------------	---

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院	○ 神 戸 ・ 神戸中央病院 ・ 川崎病院 ・ 神戸市立医療センター 西市民病院 ・ 神戸海星病院 ・ 神戸労災病院 ・ 済生会兵庫県病院 ・ 新須磨病院 ・ 神戸赤十字病院 ・ 甲南医療センター ○ 阪神南 ・ 市立芦屋病院 ・ 西宮市立中央病院 ○ 阪神北 ・ 三田市民病院 ・ 川西市立総合医療センター ・ 兵庫中央病院 ○ 東播磨 ・ 明石医療センター ・ 明石市立市民病院 ・ 高砂市民病院 ○ 北播磨 ・ 市立加西病院 ・ 西脇市立西脇病院 ○ 中播磨 ・ 姫路中央病院 ・ 姫路聖マリア病院 ・ ツカザキ病院 ○ 西播磨 ・ ○ 但 馬 ・ 公立八鹿病院・ ○ 丹 波 ・ ○ 淡 路 ・
------------------	---

別表 3

部会名称	担当業務
研修・教育	・ 抗癌剤治療等の専門医療人の養成 ・ 研修計画 ・ 診療支援医師の派遣調整
情報・連携	・ 情報提供 ・ がん医療に関する情報交換
がん登録	・ 統計 ・ 県内のがん登録データ分析・評価
緩和ケア	・ 緩和医療、ホスピス等との連携体制
地域連携	・ クリティカルパスの整備 ・ 地域医療連携の推進

新旧対照表

(現 行)		(改 正 後)	
兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領		兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領	
第 1 条 ～ 第 9 条 (略)		第 1 条 ～ 第 9 条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
		附 則	
		<u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 7 日から施行する。</u>	
別表 1		別表 1	
兵庫県指定がん診療連携拠点病院	○ 神 戸 ・神戸医療センター	兵庫県指定がん診療連携拠点病院	○ 神 戸 ・神戸医療センター
	○ 阪神南 ・県立西宮病院		○ 阪神南 ・県立西宮病院
	・ <u>西宮市立中央病院</u>		・ 明和病院
	・ 明和病院		○ 阪神北 ・宝塚市立病院
	○ 阪神北 ・宝塚市立病院		○ 東播磨 ・県立加古川医療センター
	○ 東播磨 ・県立加古川医療センター		○ 北播磨 ・
	○ 北播磨 ・ <u>西脇市立西脇病院</u>		○ 中播磨 ・県立はりま姫路総合医療センター
	○ 中播磨 ・県立はりま姫路総合医療センター		○ 西播磨 ・
	○ 西播磨 ・		○ 但 馬 ・
	○ 但 馬 ・		○ 丹 波 ・
	○ 丹 波 ・		○ 淡 路 ・
	○ 淡 路 ・		

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院	○ 神 戸	・ 神戸中央病院
		・ 川崎病院
		・ 神戸市立医療センター 西市民病院
		・ 神戸海星病院
		・ 神戸労災病院
		・ 済生会兵庫県病院
		・ 新須磨病院
		・ 神戸赤十字病院
		・ 甲南医療センター
○ 阪神南	○ 阪神北	・ 市立芦屋病院
		・ 三田市民病院
○ 東播磨	○ 北播磨	・ 川西市立総合医療センター
		・ 兵庫中央病院
		・ 明石医療センター
○ 中播磨	○ 西播磨	・ 明石市立市民病院
		・ 高砂市民病院
○ 但 馬	○ 丹 波	・ 市立加西病院
		・ 姫路中央病院
○ 淡 路		・ 姫路聖マリア病院
		・

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院	○ 神 戸	・ 神戸中央病院
		・ 川崎病院
		・ 神戸市立医療センター 西市民病院
		・ 神戸海星病院
		・ 神戸労災病院
		・ 済生会兵庫県病院
		・ 新須磨病院
		・ 神戸赤十字病院
		・ 甲南医療センター
○ 阪神南	○ 阪神北	・ 市立芦屋病院
		・ <u>西宮市立中央病院</u>
○ 東播磨	○ 北播磨	・ 三田市民病院
		・ 川西市立総合医療センター
		・ 兵庫中央病院
○ 中播磨	○ 西播磨	・ 明石医療センター
		・ 明石市立市民病院
○ 但 馬	○ 丹 波	・ 高砂市民病院
		・ 市立加西病院
○ 淡 路		・ 姫路中央病院
		・ 姫路聖マリア病院
		・ <u>ツカザギ病院</u>
		・

兵庫県がん診療連携協議会の組織体制

